

令和5年5月26日
保健福祉部

介護保険法に基づき事業者の処分を行いました

概要

唐津市は、介護保険法に基づき、指定地域密着型サービス事業者に対して、行政処分を行いました。

1 処分を受けた事業者等

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社バリアフリーLife |
| (2) 所在地 | 佐賀県唐津市佐志 1146 番地 11 |
| (3) 代表者 | 代表取締役 坂本 スジ子 |
| (4) 対象事業所 | グループホームひだまり蓮花 |
| (5) 事業所所在地 | 佐賀県唐津市養母田 545 番地 1 |
| (6) 指定年月日 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| (7) サービス種類 | 認知症対応型共同生活介護 |

2 処分の内容

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 処分内容 | 指定の一部の効力の停止(新規利用者の受け入れ停止) |
| (2) 処分年月日 | 令和5年5月26日 |
| (3) 処分期間 | 令和5年5月26日から11月25日までの6か月間 |

3 処分の理由

人格尊重義務違反(介護保険法第78条の10第1項第6号)

- ① 利用者2人に対し、佐賀県に登録喀痰吸引等事業者の登録をしないまま、看護師等の資格をもたず、必要な研修も修了していない介護職員が、喀痰吸引等を実施していた。
- ② 看護師等の免許または研修の修了が必要な行為と知ったうえで実施し、事実と異なる記録により、その事実を隠そうとした。

(本件の問い合わせ先)

保健福祉部 高齢者支援課

担当：梶山

電話：直通 70-0102 (内線 2225)